



広報

皆さんと村を結ぶ架け橋

しむかっぷ。

11
2020
No.755

特集

地域活動は宝物

地域内でつながりの希薄化が問題とされる今日。
学校や行政区の取組、地域で行われる様々な活動が人と
人をつなげる役割を果たしています。
様々なイベントや取組が中止・自粛を余儀なくされる
今だからこそ、地域活動を考えてみませんか。



▲▶学校で取り入れられる陶芸教室。
写真は中央小学校の授業の様子です。
「優しく教えてくれるので安心して作ることができる」と子どもたちから高い満足感を得ています。

想像力・感性を育み、表現する楽しさを知る

陶芸作品は、①作品イメージの決定、②土練り、③成形、④削り、⑤乾燥、⑥素焼き、⑦撥水剤塗り、⑧色付け、⑨本焼きといった工程を経て完成します。

自由な発想で作品を作ることができるのは、陶芸の大きな魅力の一つです。作品の完成イメージを決定する工程では、個人の自由な発想が楽しさを生み、想像力を高めてくれることでしょう。作品の成形作業では、造形的な美しさを知ることができるだけではなく、アイデアを形にする思考力、表現する手法などの感性を磨ききっかけとなります。また、陶芸作品の完成に至るまでには、粘土を練る、伸ばす、描くといった指先を使用する作業がたくさんあります。これらの作業は脳に良い刺激となり、脳の活性化につながります。

陶芸活動を通して得られるものは、想像力や感性だけではなく、作品を完成させる喜びや楽しさ、達成感を味わうことができるのも陶芸

活動の大きな魅力の一つと言えます。

作品を作り続けると技術の幅も広がり、挑戦したいもの・作りたいものが増えていきます。前向きな挑戦心は、生きがいとなって私達の人生をきっと豊かにしてくれるはず。『達成』と『挑戦』。この2つは私達が人生を生き抜く上でも欠かせないものです。

陶芸に触れる機会を

占冠村内の各学校では、授業に陶芸体験を取り入れ、子どもたちに芸術文化活動に触れる機会を提供しています。

『活動を続けることができるのは多くの方々からの支えがあってこそ。陶芸活動を通して地域貢献もしたいと考えています。毎年子どもたちに指導の機会を設けてくださるのは嬉しいことです。』と、陶占窯代表の五十嵐正雄さんは語ります。

陶占窯は、学校での指導だけではなく、公民館事業自主創造プログラムを活用した陶芸教室も開催。村民が陶芸に触れる機会を創出するなど、積極的な活動を続けています。



村総合文化祭に展示される陶芸作品。
質の高い陶芸作品が、毎年会場に並びます。

始 まりは小さな活動であつたとしても熱心な活動はやがて地域の『常識』となり、伝統や文化に姿を変え継承されていく。これは一つの例ですが、住民の皆さんが主体的に行う地域の活動には、大きな可能性が秘められています。

日本の伝統工芸の一つである『陶芸』。陶芸文化を愛好し、陶芸活動を楽しむ占冠村陶芸サークル『陶占窯』は、1994（平成4）年からその活動を開始。当時公民館が開催した陶芸教室の参加者を中心に、『陶芸を続けたい』という思いを持った人が集まって設立に至りました。

現在は、村総合文化祭への作品出展や陶芸教室の開催、学校授業での指導など幅広い活動を展開。地域を盛り上げる団体の一つとなりました。

地域内でつながりの希薄化が問題とされる今日、住民同士がつながり楽しむ場は、貴重な場だと言えるでしょう。住民の皆さんが楽しむ地域の活動は、間違いなく地域の宝物の一つ。村内では、素晴らしい地域活動がたくさん行われています。今月は陶芸サークル陶占窯の活動に迫ります。



▲素焼きと本焼きを行う専用の窯の内部。本焼きは、作品に掛けた釉薬を高温で溶かすことで、作品の装飾や強度を持たせるために行う工程です。1,230℃という高温で、約14時間かけて作品を焼き上げます。陶芸作品が出来上がるまでには約1ヶ月の時間を要します。

美しい仕上げに欠かせない『釉薬』



完成した陶芸作品に、着色やコーティングなど装飾の役割を果たす『釉薬』。陶芸作品の素地に水や汚れが染み込むことを防ぐと同時に、さまざまな色や質感などを表現します。陶芸作品の印象を大きく左右する『釉薬』は、欠かすことのできない要素の一つです。この『釉薬』は、購入すると実は高価なもの。お金をかけずに陶芸を楽しみたい陶占窯の皆さんは、なんとこの『釉薬』を手作りしています。様々な素材を混ぜ合わせる釉薬の配合は、手間と時間がかかるとても大変な作業です。陶芸を楽しむためにも、下準備は欠かせません。陶占窯では、約10種類の釉薬を準備しています。



正雄さん…陶芸の授業では、失敗を恐れて挑戦できない子、作りたいものを上手に表現できず、失敗して泣き出してしまいう子などがあります。正子さん…陶芸作品には正解がありません。どんな形になってもいいんです。世界に一つだけしかないものをつくる

正雄さん…地域の子どもたちとのつながりができたことで、陶芸の授業を担当した

日、授業を受けた下校途中の生徒が家の近くを通りま

て授業を受けてくれます。初めて陶芸を体験するはずの子

会員が授業が始まる前までに、菊練りなどの下準備を



▲粘土から空気を押し出す。空気が抜けきっていないと壊れる原因にも。



陶占窯代表 五十嵐正雄さん

児童生徒に大好評の陶芸体験の授業時間。学校と地域をつなぐ、貴重な時間。地域に欠かせない教育活動に。

焼き物の技法に触れる、焼き物の魅力を知る

陶芸作品づくりの体験を通して焼き物の技法を知ること、焼き物の魅力に触れ、身近な美術作品への造詣を深めることを目的として、陶芸体験教室が村内学校の授業に取り入れられました。学校の授業で陶芸の技法などを指導するのは陶芸サークル『陶占窯』の皆さん。地域住民が講師となり、児童生徒に対して陶芸の技法などを丁寧に教えます。



▲陶占窯副会長の小林さん（左）と、陶芸を始めて一年目の藤本さん（右）。初心者にも丁寧に教えます。

きっかけは幼少期の粘土遊び ずっと陶芸が大好き トマムの陶芸古参江頭一馬さん

陶芸を始めて10年以上になる古参の江頭一馬さんは、ミナ・トマムで活動中。子どもの頃から粘土細工を作るのが好きでした。「川縁にも粘土はそこら中に落ちているんですよ。子どもの頃は、川縁の粘土で形を作って遊ぶのが好きでした。ある時、中央地区で陶芸活動をやっているのを知り、陶芸を始めました。以来、陶芸を楽しんでいます。」と江頭さん。今回は立派な徳利とおちょこを制作しました。

その出来栄は陶占窯会長の五十嵐さんも絶賛するほど。この徳利で家族でお酒を楽しみたいと話してくれました。



活動日時

中央地区 毎週月・水曜日（5月～11月）
トマム地区 毎週水曜日（年中活動）

活動場所

中央地区 占冠民芸加工授産所
トマム地区 ミナ・トマム

会費

大人 月500円 子ども 月300円



陶占窯は、中央地区の占冠村民芸加工授産所（毎週月・水曜日）とトマム地区の地域カフェ『ミナ・トマム』（毎週水曜日）の2箇所で開催中。ミナ・トマムで行っている陶芸活動の取材に伺うと、会員が和気あいあいと作品づくりに取り組んでいました。

交流の輪は大きく広がっています。少人数から始まった陶占窯の小さな活動。現在では、地域住民を結びつける大切な役割を果たしています。今回ご紹介した陶占窯の活動は、村で行われている素晴らしい地域活動の一つ。日常的に行われている行政区の取組や文化・スポーツなどの地域活動は、地域住民のつながりをつくり、そのつながりは地域の活力の源となります。住民同士がつながり楽しむ地域活動の場は、間違いなく地域の宝物の一つです。地域活動に目を向け、知り、参加する。地域活動への参加が、魅力ある地域づくりへの第一歩です。



会員が制作した作品の文化祭への出展、公民館自主創造プログラムを活用した陶芸教室の開催、学校授業での陶芸指導など幅広く活動が続いています。



想像を指先にのせて。世界に一つの、あなたにしか作れない『器』を作りませんか。1992年、公民館が開催した陶芸教室。その教室がきっかけとなり、陶芸に興味を持つ人々が集い陶芸活動が開始しました。現在では、陶芸文化を愛好し、陶芸活動を楽しむ陶芸サークル『陶占窯』として活動。21名が在籍しています。

陶芸教室講師を努める 藤本 広栄さん

姉が習っていた陶芸に興味を持ち、陶芸を開始。現在は活動を休止中ですが授業の指導には参加しているとのこと。授業では複数人の陶占窯の会員が指導にあたります。右は広栄さん作。



藤本広栄さんは、村内学校で実施する陶芸教室の指導を行う講師の一人です。「子どもたちの成長のために、作業は見守ってあげるべきなのではないけれど、難しい工程では

手伝うこともあります。どこまでなら手伝っていいのかわからない。思い描いた形にならなかったりする子もいるそうです。「穴が空いてもほとんどの場合では修復可能ですが、初めての体験なので失敗は仕方ないことです。『失敗を、次はどう生かすか』。この授業では、想像力や表現力を育むことができると思います。『失敗する体験』から学べるものもあると思います。失敗から学び、挑戦するようにしてくれると嬉しいです。」と、広栄さんは子ども達の失敗をむしろ肯定的に捉えています。

陶占窯の活動を支えた 黒瀬 房子さん

取材に伺うと、黒瀬さんが制作したお気に入りの作品を紹介してくれました。右の写真は黒瀬さんが初めて制作したフクロウ。目元を作るのが難しく、旦那さんの顔を見て参考にしたとのこと。『じいさんの顔』と、暖かな笑みを浮かべてフクロウを紹介してくれました。



65歳のとき、陶芸に興味を抱き活動を開始した黒瀬房子さん。約20年にわたり陶芸活動を続けました。「完成した作品が良い形をしていたら本当に嬉しい。もっと若いときからやっていたら良かった。」と陶芸に対する思いを話し始めました。房子さんは、粘土の購入や、若い会員への指導、窯への火入れ、作業場の掃除など、陶芸活動の土台となる下準備や管理をおして陶占窯の活動を支えてきました。房子さんは、村民芸加工授産所に毎日のように通っていたため、会員の一部には『雇われ管理人』と誤解されることもあったそうです。陶占窯の会長の正雄さんは、「黒瀬さんがいてくれたおかげで活動を続けることができた。」と感謝を語ります。



「普通の掃き掃除では粘土片などの粉塵が宙に舞い上がってしまいますので、濡れた新聞紙を床に敷き詰めて箒で掃くなど、掃除の仕方にも工夫が必要でした。また、陶器の焼成作業を行う日は早朝5時から作業を開始することもありました。当時の窯は、現在のようないきな窯ではなく、強い風が吹くと火が消えてしまうこともありました。消火しないように、燃料を調整するなどしながら一日中見守っていたことが何度もあります。陶芸作品は一人では完成させることができません。作するための環境を整えたり、下準備が欠かせない。大変だったことはたくさんありましたが、協力してくれるたくさんの人や会長の五十嵐さんがいたから頑張ることができました。」と、陶芸活動に費やした日々を懐かしそうに語ってくれました。



特別会計の予算の執行状況

※収入率、執行率は千円単位により算出しています。

歳入（収入率 19.41%）	
予算額	6億1,510万円
収入済額	1億1,942万円

歳出（執行率 35.30%）	
予算額	6億1,510万円
支出済額	2億1,715万円

科目	予算額	収入済額	収入率
国民健康保険事業	1億6,370万円	3,836万円	23.43%
村立診療所	8,440万円	1,319万円	15.63%
簡易水道事業	1億2,110万円	1,308万円	10.80%
公共下水道事業	9,170万円	844万円	9.20%
介護保険	1億1,220万円	3,652万円	32.55%
後期高齢者医療	1,790万円	451万円	25.22%
歯科診療所事業	2,410万円	532万円	22.08%

区分	予算額	支出済額	執行率
国民健康保険事業	1億6,370万円	4,601万円	28.10%
村立診療所	8,440万円	3,261万円	38.64%
簡易水道事業	1億2,110万円	4,234万円	34.96%
公共下水道事業	9,170万円	3,950万円	43.08%
介護保険	1億1,220万円	4,186万円	37.31%
後期高齢者医療	1,790万円	559万円	31.24%
歯科診療所事業	2,410万円	924万円	38.35%

基金と借入金の状況

基金の現在残高

区分	令和元年9月30日現在	令和2年9月30日現在
減債基金	1億8,964万円	1億8,965万円
財政調整基金	6億2,995万円	4億1,621万円
国際交流基金	2,635万円	2,635万円
福祉基金	8,321万円	6,630万円
農業振興基金	5,264万円	3,281万円
林業振興基金	5,318万円	3,241万円
その他	2億3,283万円	2億1,717万円
合計	12億6,780万円	9億8,090万円

借入金の現在残高

区分	令和元年9月30日現在	令和2年9月30日現在
一般単独事業債	1,560万円	1,052万円
学校教育施設等整備事業債	1,586万円	1,342万円
辺地対策事業債	5,891万円	6,407万円
災害復旧事業債	3,410万円	3,006万円
過疎対策事業債	7億6,165万円	12億5,017万円
公有林整備事業債	2億8,097万円	2億7,201万円
その他	22億5,805万円	19億2,971万円
合計	34億2,514万円	35億6,996万円

村税収入状況

科目		予算額	収入済額	収入率
村民税	個人	6,430万円	3,509万円	54.58%
	法人	7,459万円	1,953万円	26.18%
固定資産税		2億4,906万円	7,612万円	30.56%
国有資産等所在 市町村交付金		1,157万円	1,157万円	100.00%
環境性能割		11万円	5万円	41.28%
種別割		278万円	267万円	96.08%
村たばこ税		685万円	241万円	35.18%
合計		4億926万円	1億4,744万円	36.03%

公有財産

(单位: m^2)

区分		建物面積	地積
行政財産	本庁舎	1,415	3,913
	その他の施設	1,697	44,002
公共財産	学校	7,452	52,336
	村有住宅	14,045	90,839
	公園	84	95,663
	その他の施設	17,457	6,501,230
山林		0	14,266,877
原野		165	2,519,237
田畑		0	1,514,855
その他		102,553	1,058,237
合計		144,868	26,147,189

令和2年度予算上半期 財政状況公表

財政事情説明書の作成及び公表に関する条例に基づき、令和2年度上半期（4月1日～9月30日）の財政状況をお知らせします。

問 総務課財務担当 ☎ 56-2121



一般会計の予算執行状況

※収入率、執行率は千円単位により算出しています。

歳入（収入率 46.54%）	
予算額	28億5,973万円
収入済額	13億3,083万円

歳出（執行率 40.51%）	
予算額	28億5,973万円
支出済額	11億5,851万円

1万円未満の端数を調整して記載しています。

科目	予算額	収入済額
村税	4億926万円	1億4,744万円
地方譲与税	3,610万円	1,133万円
利子割交付金	20万円	5万円
配当割交付金	30万円	6万円
株式等譲渡所得割交付金	20万円	0円
地方消費税交付金	2,400万円	1,571万円
環境性能割交付金	500万円	72万円
地方特例交付金	118万円	118万円
地方交付税	11億8,400万円	8億2,711万円
交通安全対策特別交付金	0万円	0円
分担金及び負担金	852万円	2万円
使用料及び手数料	4,968万円	2,142万円
国庫支出金	2億8,756万円	2億1,273万円
道支出金	1億325万円	859万円
財産収入	3,672万円	1,793万円
寄附金	950万円	56万円
繰入金	4億893万円	0円
繰越金	4,820万円	5,139万円
諸収入	1億123万円	1,230万円
村債	1億4,590万円	0円
法人事業税交付金	0	229万円

科目	予算額	支出済額
議会費	2,689万円	1,345万円
総務費	5億8,362万円	2億3,424万円
民生費	3億8,821万円	2億1,113万円
衛生費	2億2,687万円	3,487万円
労働費	3,550万円	3,399万円
農林業費	1億8,520万円	3,163万円
商工費	2億2,732万円	1億1,517万円
土木費	2億1,473万円	4,154万円
教育費	1億4,739万円	4,591万円
公債費	3億4,272万円	1億7,559万円
職員費	4億7,917万円	2億2,099万円
予備費	211万円	0円





公園に基地をつくろう

憧れの秘密基地を自分たちの手で
9月26日(土)、第1回トマム地区公園ワークショップ「公園に基地をつくろう!!」がトマム地区公園内で開催されました。子どもやその保護者など地域住民12名が参加し、住民自らが公園基地となる建物の組み立て作業を行いました。

10月11日(日)、前回ワークショップで組み立てた基地に塗装を行う第2回トマム地区公園ワークショップ「みんなで基地に色を塗ろう!!」を開催。10名が参加し、基地に塗装を行いました。この基地は、休憩スペースや資材の保管に活用される予定です。



新 村の木材を使用した施設や家具が好評でした 保育所内覧会が開催されました

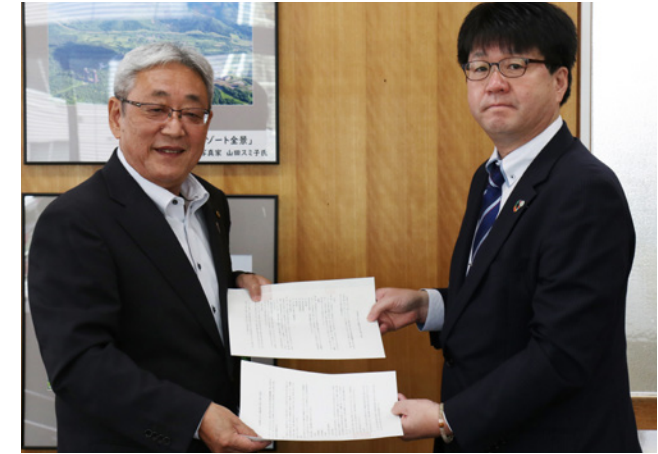
新型コロナウイルス感染症の影響で延期となっていた『新冠保育所の内覧会』が、10月3日(土)と4日(日)の2日間に渡って開催され、延べ53名の村民が参加しました。建物や家具には新冠村産の木材が使用されており、来場者からは大変好評でした。

施設の一角には、育児相談や保護者同士のコミュニケーションを図ることができるスペースを設置。村のすべての家庭が孤立することなく、地域と一体となって子育てをすることができる子育て拠点としての整備をめざします。



交通安全の推進に尽力

上川管内交通事故防止に大きく寄与
平成25年4月に新冠村交通指導員の委嘱をうけ、現在に至るまで、児童の登下校の交通安全指導を行ってきた森隆行さん。期別交通安全運動における街頭啓発や村内各種行事等での交通指導にも積極的に参加し、交通事故防止に努めたことがたたえられ、上川総合振興局長より感謝状が贈呈されました。これまで村の交通安全の推進にご尽力をいただき誠にありがとうございます。これから季節は冬に向かっていきます。ドライバーの皆さんは、速度の出しすぎに注意し安全運転に努めましょう。



日 災害発生時に、施設等を避難所として利用 高青少年自然の家と協定

10月1日(木)、村と国立日高青少年自然の家との間で『災害時における施設等の利用に関する協定』が締結されました。

村内で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、村地域防災計画に定める施設等だけでは災害対策業務に支障が生じる場合があります。

この協定は、有事の際に村が日高青少年自然の家に対して行う施設利用協力要請について必要事項を定めたものです。

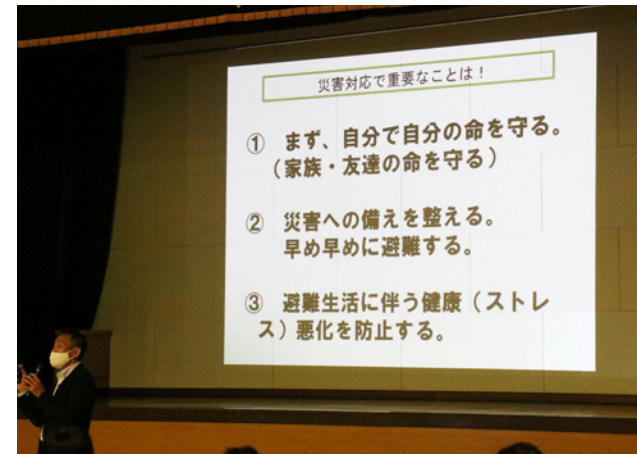


ト 小さな役者たちが見せた名演技 マム学校保育所合同学芸会

10月10日(土)、トマム学校トマム保育所合同学芸会がトマム学校で開催され、楽器演奏、お遊戯、劇などが披露されました。

学芸会の幕開けを飾ったのはトマム学校の児童生徒による書道パフォーマンス。大きな筆を大胆に扱い、来場者を魅了しました。

保育所オベレッタ『3びきのくま』では、可愛い動物を演じる園児たちがステージ上を元気に駆け回りました。一生懸命演じる生徒らに対し、来場者から大きな拍手が送られました。



防 『もしものとき』に備える心構えを 災訓練で避難生活を体験

9月25日(金)、新冠中学校及び新冠地域交流館で『令和2年度新冠村防災訓練』が実施されました。

避難所会場には、災害用トイレや段ボールベッドなど、災害が発生したときに使用する設備が展示されました。災害時、避難者が多数滞在する避難所の設備には限りがあります。一人ひとりが、日頃から非常用持ち出し用品を用意しておくことが大切です。明日災害が発生したとき、あなたはすぐに避難することができますか。『備えておけばよかった…』と後悔する前に、常に準備をしておきましょう。



国民年金保険料の納付が困難な方へ

保険料を納めることが困難な場合、ご本人からの申請によって、保険料の納付猶予または全額、もしくは一部（4分の1、半額、4分の3）が免除になる『国民年金保険料の免除・納付猶予制度』があります。

- メリット
1

免除の割合に応じて、一定の年金額が保障されます！
例えば、全額免除の期間は、保険料を納めなくても、年金額が2分の1保障されます。（免除の手続きを行わず未納の場合は保障されません。）
※ 納付猶予は年金の受給資格期間には含まれますが、年金額には計算されません。
- メリット
2

万が一の際にも保障を確保！
病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金を受け取ることができます。

①②のいずれかに該当する方は特例免除の申請が可能です！

①退職（失業等）により納付が困難な方

対象となる方

申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職（失業等）された方

※退職（失業等）された方の前年の所得をゼロとして審査します。

保険料の納付が免除される期間

失業等のあった月の前月から翌々年6月まで

免除等申請ができる期間は次のとおり

過去期間…申請書が受理された月から2年1か月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで。

将来期間…翌年6月（1月～6月に申請したときは、その年の6月）分まで。

②新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方

本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

以下のいずれにも該当する方は対象となります

○新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

⇒ 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。

○所得が相当程度まで下がった場合

⇒ 令和2年2月以降の所得の状況からみて、所得見込額（※1）が、国民年金保険料免除基準相当（※2）（※3）になることが見込まれる方

※1 令和2年2月以降の任意の月における所得額を12か月に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

※2 所得見込額が全額免除基準相当（例：単身世帯の場合は57万円以下）や一部免除基準相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除が適用になります。

※3 免除等の判定においては、世帯主及び配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査の対象となります。また、申請者本人のほか、世帯主や配偶者が上記のいずれにも該当するときにも、この簡易な手続による申請ができます

保険料の納付が免除される期間

令和元年度分 ⇒ 令和2年2月分～令和2年6月分

令和2年度分 ⇒ 令和2年7月分～令和3年6月分

令和元年度分と令和2年度分の2年度分の申請を希望される場合は、同時に申請ができます。

なお、すでに令和元年度分を申請され承認を受けている方につきましては、令和2年度分のみを申請してください。

手続きに必要な書類や提出先、提出方法などについては、住民課戸籍担当までお問い合わせください。

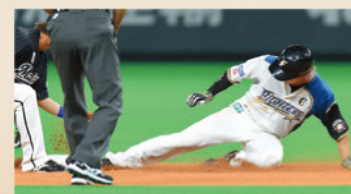
申請が遅れると万が一の際に障害年金などを受け取ることができなくなる場合があります。

申請を行う場合は、すみやかに必要書類を提出してください。

☎ 住民課戸籍担当 ☎ 56-2123

北海道179市町村応援大使2020 ファイターズ謎解き?!

写真を参考に「応援大使」に関わる隠された4文字を見つけよう！



1

2

3

4

ファイターズ 応援大使連載企画

Vol.5

応募方法

謎を解いて、解答ページに「隠された4文字」を記載して郵送または下記URL、QRコードよりご応募ください。

解答ページ

URL：https://form.fighters.co.jp/hokkaido179_quiz2020_02/

※解答ページは11月1日（日）より閲覧できます。

郵送先

〒062-8656 北海道札幌市豊平区羊ヶ丘1番地
㈱ファイターズ スポーツ&エンターテインメント
地域連携グループ 応援大使プロジェクト係
※お名前、ご住所、ご連絡先、隠された4文字を明記の上、郵送ください。



今月は、『応援大使』に関する謎解きを出題します！正解者の中から抽選で18名様に「選手の直筆サインボール」をプレゼントします！

謎解きチャレンジの応募締め切りは

11月23日（月祝）必着

※当選者の発表は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。プレゼントの選手は選べません。

応援大使選手とのオンライン交流会

12月6日（日）に、応援大使選手とのオンライン交流会を開催いたします。

また、交流会の前後では、各会場にて特別映像の上映や豪華賞品が当たる抽選会を実施いたします。

時間や場所などの詳しい情報は、11月下旬に占冠村のホームページに掲載いたします。どうぞ楽しみに。



野生動物の対策

村内の野生動物に関するお困りごとをご相談ください

☎ 林業振興室 ☎ 56-2174



エゾシカ

シカたちは冬毛に換わり、交尾期を迎えました。オスは筋骨隆々の体を泥や尿で真っ黒にし、白く研ぎあげた角をかざして、湯気の立つような気迫。遠目にはヒグマと見紛うほどです。一方のメスは、換毛直後の煤けた風合いから、寒風に磨かれるように光沢と滑らかさを増し、しなやかな輪郭と相まって、えもいわれぬ美しさです。雌雄がひとときわ精彩を放つ秋の姿は、闘争や繁殖の宿命的な悲喜を体現しているように感じられます。

9月の駆除捕獲は27頭で例年並み、10月からは狩猟と駆除を調整しながら併行します。自動車との衝突も多発する季節ですので、ご注意ください。



ヒグマ

デントコーンの収穫が終わり、被害対応も一段落です。今夏の被害は全体的には軽微でしたが、4～5組、計7～8頭ものヒグマが侵入する圃場があったり、またシカの食害のため、ヒグマの食害痕が読み取りづらくなってきたりと、新たな発見や課題もありました。圃場での駆除捕獲は3頭でした。

養蜂関係では、巡回や電気柵の点検など、関係者の不断の努力の甲斐あり、7月に1回の侵入被害があった後は、今のところ続発を抑えています。

相手が動物である以上、恒久的な対策はないので



すが、実績のある手法を着実に実施しながら、状況の変化に備え、新たな対応を考えていくことが必要です。ヒグマの生態や生息状況への理解を深め、それを村民の皆様と共有することも、村全体の対応力を高めていく上で大事かと思えます。今年もあと少し、気を締めてまいりましょう。



アライグマ

秋以降も小規模ながら捕獲努力を続けています。9月、10月に住民のご協力で3頭が捕獲されました。

◆猟区の入猟対応について◆

予定通り10月からシカ猟の対応が始まりました。例年同様、予約したハンターにガイドが付き、安全確保を第一に実施しています。新型コロナウイルス対策で、健康調査や車両の消毒を行っています。1日当りの捕獲は0.5頭と、やや低調な滑り出しです。

◆その他◆

関係各機関の協力により、酪農学園大学（江別市）の調査チームがシカ、ヒグマ、アライグマの生態調査を実施中です。今後、アンケート調査等も実施予定とのことです。成果を期待しましょう。



生涯学習の窓

教育・文化・スポーツのホットな情報をお届けします

☎ 教育委員会社会教育担当 ☎ 56-2183

公民館ヨガ講座を再開しています

これからどんどん寒くなるこの季節、室内で気軽に体を動かせるヨガなどいかがでしょうか？

毎月1回、公民館講座で実施していますので興味がある方は公民館事務局（☎56-2183）までご連絡ください。

【ヨガ講座11月】

- ・日 時：11月16日（月） 10：30～11：30
- ・場 所：占冠村コミュニティプラザ 多目的ホール
- ・参加費：700円（当日お支払下さい）
- ・持ち物：ヨガマット（なければバスタオル）、飲み物
ブランケットもあれば良いです。当日は、動きやすい服装でお越しください。
- ・申込み：11月9日（月）までに公民館事務局（☎56-2183）までお電話ください。

※トマム在住の方は送迎バスがご利用できます。また、託児サービスがございます。どちらのサービスも事前予約制となっておりますのでご注意ください。（前日や当日など急な要望にはご対応致しかねます。）

※なお、12月以降の開催日は別途行政区回覧でお知らせします。

『読書週間』に本を読もう！

毎年10月27日～11月9日の2週間は『読書週間』と呼ばれ、全国的に読書活動を強化する期間です。読書の秋もラストスパートです！秋の夜長のお供に、読書、してみませんか？

【図書室の取組①～ブックフェスティバル～】

11月7日（土）まで、中央図書室で図書室職員おススメの本を集めた『本の福袋』を配布しています。普段あまり読まない本にチャレンジするチャンスです。

また、福袋に入った本に関するクイズに解答すると抽選で図書カードが当たるキャンペーンも実施しています。クイズの解答は11月14日（土）まで受け付けているので皆さん是非ご応募ください！

【図書室の取組②～道立図書館大量一括貸し出し事業～】

毎年5月と11月の2回、道立図書館から300冊の本を借用し、道立図書館の本を半年の間、村の図書館から借りられるという大量一括貸し出し事業を行っています。

11月中旬頃から、それぞれの図書室にて貸し出しが開始できる予定です。気になる方は図書室に足を運んでみてください！

図書室に関するお問い合わせ先

月～土 9:00～13:00（コミュニティプラザ図書室 ☎56-2590）

月～金 13:00～17:15（占冠村教育委員会社会教育担当 ☎56-2183）



こちら駐在所です

☎ 占冠駐在所 ☎ 56-2110

冬は交通状況を事前に確認

いよいよ冬が近づいてまいりました。雪が降る前に、自家用車のタイヤは冬用に交換しましょう。

雪道や凍り付いた道は大変滑りやすく危険です。

外出の際は、ラジオを聞いたり日本道路交通情報センターに電話をかけるなどして道路の交通の状況を確認しましょう。

急発進、急ブレーキ、急ハンドルは横滑りを起こす原因にもなります。ハンドルやブレーキの操作は特に慎重に行いましょう。また、雪道を走行の際はできるだけ車の通った跡を選んで走るようにしましょう。轍は前に走った車によって硬く踏み締められているので安定して走行することができます。





11月は労働保険適用促進強化月間

『労働保険』とは、業務又は通勤に起因して負傷等を被った労働者に対して補償を行う労働者災害補償保険（労災保険）と労働者が失業した際に生活の安定等を図る雇用保険により構成される制度で、労働者の福祉の向上を目的としております。

労働保険は、政府が管掌する強制保険であり、労働者（パート・アルバイト含む）を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労働保険制度は、昭和50年に全面適用となってから既に40年以上経過し、その間に適用事業数は増加し、令和元年度末現在で約330万事業に達していますが、現在においても小規模零細事業を中心に、なお相当数の未手続事業が存在しているとみられ、このことは、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要な課題となっており、早急な未手続事業の解消が求められています。

誰もが避けたい「ケガ」や「失業」ですが、起きないという保証はどこにもありません。

加入の必要があるにもかかわらず加入手続きをしていない期間中に、労働災害が生じ、労災給付を行った場合、事業主は、遡って労働保険料を納付するほかに労災給付に要した費用についても負担することになっております。労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに最寄りの労働基準監督署または公共職業安定所で加入手続きを行う必要があります。

☎ 北海道労働局

〒060-8566 北海道札幌市北区北8西2-1-1

札幌第1合同庁舎3・6・8・9F ☎011-709-2311

「税を考える週間」書道展

国税庁では、税の意義や役割について考えていただき、皆様一人ひとりの納税意識の向上を図ることを目的として、毎年11月11日から17日までの一週間を「税を考える週間」と定めています。今年は「くらしを支える税」をテーマに、国税局や税務署を中心として、税に関する作文や書道などの作品展が開催されます。村でも、小学生（3年生以上）・中学生による税の書道展を次のとおり開催しますので、ぜひご覧ください。

展示場所・期間

●占冠村総合センター（ロビー）

11月9日（月）～12日（木）

●トマムコミュニティセンター（ロビー）

11月16日（月）～19日（木）

☎ 総務課税務担当 ☎ 56-2121

住民懇談会のご案内

住民懇談会を次のとおり開催しますので、ご都合の良い会場にお気軽にお越しください。

美園地区集会所

11月4日（水） 18時～

双珠別住民センター

11月5日（木） 14時～

川添団地集会所

11月5日（木） 18時～

占冠村コミュニティプラザ

11月10日（火） 18時～

占冠地域交流館

11月11日（水） 18時～

☎ 企画商工課広報統計担当 ☎ 56-2124

指名手配被疑者の検挙に協力を

令和2年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、約630人に上っています。

これらの被疑者は、殺人、強盗等の凶悪事件のほか、暴行、傷害、窃盗、詐欺等の事件に関して指名手配されており、再び犯罪を行うおそれがあります。

警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定した上で、11月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙に取り組んでいるところです。

指名手配被疑者によく似た人を見かけたといった情報など、僅かなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いいたします。

☎ 富良野警察署 ☎ 22-0110

☎ 占冠駐在所 ☎ 56-2110

生活・仕事相談会のお知らせ

日 時 11月25日（水）10時00分～10時50分

11時00分～11時50分

場 所 占冠村役場内

申 込 11月24日（火）の午後3時までに電話、FAX、メールで予約してください。

相談料 無料

☎ 自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセンター」
〒078-8231 旭川市豊岡1条2丁目1-16

☎ 0166-38-8800 FAX 0166-33-0021

メール anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

運転免許更新時講習会

富良野地域人材開発センター
〒076-0055 富良野市西麻町1番1号

☎ 22-2619

■優良講習（30分）

◎11月5日（木） 13時～

◎11月16日（月） 13時～

■一般講習（1時間）

◎11月5日（木） 14時～

◎11月16日（月） 14時～

■初回更新者講習

◎11月10日（火） 13時～

■違反講習（2時間）

◎11月25日（水） 13時～

※講習日は変更する場合があります

所得税及び復興特別所得税の予定納税をお忘れなく

前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月（第1期分）と11月（第2期分）に納めることとなっています。この制度を『予定納税』と言います。

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「令和2年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された第2期分の金額が納税する額です。

廃業、休業又は業況不振などの理由により、令和2年10月31日（土）の現況による令和2年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合等は、予定納税の減額申請をすることができます。

第2期分の予定納税の減額申請をする場合は、令和2年11月16日（月）までに「予定納税額の減額申請書」に必要事項を記載した上、所轄税務署に提出してください。なお、税務署では、その申請について承認、一部承認又は却下のいずれかを決定し、その結果を書面でお知らせします。

納付にあたっては、電子納税もご利用いただけます。詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。また、インターネットを利用して専用のweb画面からクレジットカードにより納付することもできます。詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

所得税及び復興特別所得税の予定納税（第2期分）
納 期 令和2年11月2日（月）～30日（月）

☎ 富良野税務署 ☎ 22-2144

占冠村の放射線量の状況（10月分）

測定日 令和2年10月5日

【単位：マイクロシーベルト毎時】

測定場所	測定時間	天候	測定値
中央小学校グラウンド	15時13分	晴	0.043
双民館グラウンド	14時53分	晴	0.040
占冠地域交流館グラウンド	13時15分	晴	0.049
占冠保育所グラウンド	15時05分	晴	0.042
トマム学校グラウンド	13時52分	晴	0.039
トマム保育所グラウンド	14時00分	晴	0.039

※北海道の空間放射線率モニタリング結果（上川総合振興局 0.021～0.098）と比較して平常レベルと判断されます。「北海道の空間放射線率モニタリング結果」は、下記のホームページで公開されています。

『環境放射線測定結果【北海道立衛生研究所】』

http://www.iph.pref.hokkaido.jp/

☎ 総務課総務担当 ☎ 56-2121

■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

●占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。

●月収が15万8000円以下の方。

（例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8000円以下の方）

※敷金の納入が必要です。

※連帯保証人が2人必要です。

★入居者と同等以上の収入のある方。

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね12月1日（火）

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 建設課建築担当

トマム支所

■お問い合わせ 建設課建築担当 ☎ 56-2172

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、家賃の支払いが困難な場合は担当までご相談ください。

村営住宅等入居者募集のご案内

募集団地 受付期限11月16日（月）

●中央地区 7戸

○中央団地 1LDK 1戸 2LDK 2戸

3LDK 2戸

○第2千歳団地※ 4LDK 2戸

※第2千歳団地は所得基準が異なります。
詳しくは建設課建築担当へお問い合わせください。

●トマム地区 3戸

○トマム団地 3LDK 2戸

○第2トマム団地 3LDK 1戸

●トマム地区の夫婦世帯向け村有住宅

3LDK 1戸

※こちらの住宅は入居基準、入居可能日が異なります。

詳しくは建設課建築担当へお問い合わせください。



消防瓦版纏

火災・救急・救助 119 No.385

富良野広域連合富良野消防署占冠支署
56-2119

暖房器具の取り扱いについて

1 1月となり占冠村では本格的な冬を迎える時期となりました。冬季間では暖房器具から火災に至るケースが多くみられます。そのほとんどが取扱いや管理上の不注意によるものです。使用する際には以下の点に注意しましょう。

- 埃が溜まらないように定期的に掃除をする。
- 暖房器具の周りに燃えやすいものを置かない。
- 暖房器具の上に洗濯物を干さない。
- 暖房器具の近くで消毒用アルコールなどを使用しない。
- 排気筒が雪に埋まらないよう定期的に除雪する。



火災は、ちょっとした気のゆるみや不注意から発生するものであり、決して他人事ではありません。大切な家族や財産を守るためにも、日頃から火災予防に努めましょう。



救急出場状況

(9月分)

交通労働災害	3件 (4人)
一般負傷	1件 (1人)
自損行為	3件 (3人)
急病	1件 (1人)
合計	4件 (3人)
9月累計	12件 (12人)
※ () 内は搬送人員	98件 (85人)



地域とともに

コミュニティ・スクール情報
～トナム学校～

5月に行う予定だった、トナム学校・トナム保育所合同大運動会ですが、今年はコロナウイルス感染症の影響で9月6日(日)に行いました。雨天のため1日延期しましたが、コロナウイルス感染症への対策を取りながら、今年も昨年度同様に保護者・地域住民参加型の運動会を行いました。

例年と違う取組として、学校だよりで事前に、運動会で育てたい児童生徒像を家庭や地域の方へお知らせしました。運動会で育てたい児童生徒像は①目標に向かって、児童生徒が相互に認め合える子、②積極的に運動する子、③保護者、地域住民と親睦を深められる子の3点です。めざす児童生徒像を学校・家庭・地域で共有することで、三者が協働して子ども達を育てることをめざしました。

また、トナム学校の運動会の特色の一つに、多様な国籍の方々と交流することができるという点が挙げられます。今年の運動会には、日本、ネパール、アメリカ、韓国・・・等々、おそらく5つ以上の国籍の皆さんが参加をしていました。そのような中、子どもたちは、もっている表現力の全力を出して、どうどうと運動会の種目説明を行いました。

トナムっ子は「人種の多様性」の中で生活し、自然と「人種の多様性」を受け入れる素地が育ってきていると感じました。

今年度から始まった「学習指導要領」では、「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。ポイントの1つが「地域と連携・協働しながらめざすべき学校教育を実現」することです。これまでもトナム学校では家庭・地域の連携を大切にしてきましたが、これからも一層、トナム地域の特色を活かし「めざす児童生徒像」を共有しながら、家庭・地域と連携・協働した教育活動を進めていきます。

占冠村教育委員会 56-2182



保健師です

このコーナーでは、健康や保険制度などの情報をお届けします。困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

住民課保健予防担当 56-2122

認知症は、脳の細胞が死滅したり、悪化することで記憶力や判断力、時や人を認識する力などが低下し、日常生活に支障をきたしている状態です。年齢を重ねるにつれて『物忘れが多くなった』と不安を感じる方もおられることかと思えます。不安を感じる方は、地域包括支援センターにご相談ください。仮に、認知症と診断されてもその日から何もできなくなるわけではありません。早くに相談し、早期に見つけることができれば様々な準備を進めることができます。



認知症による物忘れと老化による物忘れの違い

認知症による物忘れの特徴

- 体験そのものを忘れてしまう
- 約束の内容や食事をしたこと自体を忘れる
- 買い物に行ったことを忘れ、再び買い物に行く
- ヒントを出しても思い出せない

「老化による物忘れの特徴」

- 体験の一部を忘れる
- 約束をうっかり忘れてたり、何を食べたか忘れる
- 買い物に行ったときに、うっかり買い忘れる
- ヒントがあれば思い出せる

認知症で見られる症状の一例

認知症の症状は大きく『中核症状』と『行動・心理症状(周辺症状)』に分けることができます。

中核症状とは、認知症の中核にあると想定されている症状で、脳の病変による認知機能の低下から引き起こされます。中核症状には、右に掲げるようなものが挙げられます。

中核症状に、性格や環境などの要因が加わり、不安やイライラ、幻覚、うつ状態など精神症状や行動の支障が起きるのが、『行動・心理症状』です。

中核症状

記憶障害

同じことを何度も言う、聞く。すぐ前のことを忘れてしまう。

理解、判断力の障害

思考・判断速度の低下。二つ以上のことを上手に処理できない。

見当識障害

時間・季節が分からなくなる。道に迷う、家族が分からなくなる。

実行機能障害

計画を立て順序良く物事を進めることが難しい。

行動・心理症状

不安やイライラ、幻覚、妄想、徘徊、うつ状態、興奮・暴力

認知症に早く気づくメリット

認知症は早期発見・診断と治療が非常に重要です。理由として、治る病気や一時的な症状であることがわかったり、早期に薬の服用を始めることで症状の進行を遅らせることができることがあげられます。また、症状が軽いうちに家族に自分の意思を伝えておくなど自分らしく生活を送る準備をしておくことができます。

認知症は誰でもかかる可能性のある身近な病気です。

今回の認知症に関する話以外に認知症予防、医療機関や相談窓口についてなどより詳しく紹介した「認知症ガイドブック」を無料配布しています。認知症の理解を深めるためにご活用ください。

認知症に関する相談窓口

占冠村地域包括支援センター(村役場福祉子育て支援課)
56-2022

むらびと交通のご案内

村内外の病院、福祉施設、官公庁、その他の公共的施設を利用する場合やその他当該地域内において日常生活に必要な用務を行う場合、利用対象者に該当する方は、「むらびと交通」をご利用いただけます。

利用できる方は？

下記のいずれかの条件を満たす方で、自身で乗降及び必要な用事を自己完結することが出来る方

- ①65歳以上の村民とその付き添いの方
- ②小学校入学前の乳幼児（村民）とその付き添いの方
- ③身体障害者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの村民とその付き添いの方
- ④生活保護受給世帯の方（村民）
- ⑤妊婦の方（村民）

運行区間は？

- ①占冠村内
- ②占冠村内～富良野市街
- ③占冠村内～南富良野町市街
- ④占冠村内～旭川市・帯広市・清水町・新得町・旧日高町

営業時間・営業日は？

- ①営業時間 8:00～17:30
(村内乗合せ場所での発着時間)
- ②営業日 平日の月曜日から金曜日
(土・日・祝日・年末年始休み)

注意事項

- 利用は先着順です。そのため、希望した日時に利用できない場合があります。
- 乗合いの場合、送迎時間はご希望どおりにならないことがあります。
- 先客がある場合等は、乗降日時の変更をお願いすることがあります。

利用できる目的は？

- ①当該地域内の病院、福祉施設、官公庁、その他の公共的施設を利用する場合（通院、入退院、親族の付き添い等）
- ②その他当該地域内において日常生活に必要な用務を行う場合（生活日用品の購入、見舞い等）

利用方法は

- ①利用は占冠村への事前登録が必要です。
今まで申込みをした方は自動的に利用者カードが交付されます。
今まで会員登録をしたことのない方は役場建設課又はトマム支所で申請書を入手し、必要事項を記入・押印の上、申請してください。後日、利用者カードをお渡しします。
<申請に関するお問い合わせ先>
占冠村建設課 電話番号 56-2173（直通）
- ②利用希望者は、前日午後4時迄に「むらびと交通」をご予約頂ければ、当日ご自宅までお迎えに上がり、目的地までお送りします。
<むらびと交通電話番号 56-2828 080-6085-2121>
また、帰りの便についても同様に予約すると、予約した場所から自宅までお送りします。
- ③予約が複数であれば乗合いとなります（一人でも利用できます）。

編集後記

毎年10月は姉妹都市アスペン市から交換留学生が訪問します。しかし、今年の交換留学はコロナウイルスの影響で中止となりました。毎年当たり前のように行われる地域行事が行われず、やりきれない寂しさを感じます。来年は元気に訪れてくれると嬉しい。(小林)

広報からのお知らせ

各行事等では広報の取材・写真撮影をさせていただいています。
広報への掲載をご承諾いただけない場合は、その場でお申し出いただくか担当までご連絡ください。広報紙に関する情報・意見・要望もお待ちしております。



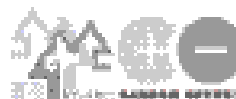
ご誕生
おめでとう
ございます

つみ かな
堤 輝月 ちゃん
令和2年7月22日生



■人口・世帯数（9月末住民基本台帳登録数）

人口	男	女	世帯数				
1,237人 (0)	615人 (-4)	622人 (+4)	769 (+2)				
《うち外国人の人数 173人》							
中 央	占 冠	双珠別	トマム	出 生	死 亡	転 入	転 出
658人	81人	47人	451人	0人	1人	9人	6人



広報しむかっぱは、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO削減事業ならびに東北経済復興を応援しています。

発行／占冠村 編集／企画商工課 印刷／(株)総北海

☎ 079-2201 北海道勇払郡占冠村字中央 ☎ 0167-56-2124 ☎ 0167-56-2184

占冠村ではホームページを開設しています。アドレス <http://www.vill.shimukappu.lg.jp>